

定款変更内容

新	旧
<p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。</p>	<p>第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号国立情報学研究所 気付 に置く。</p>
<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。</p>	<p>第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p>